

SCOPE

未来への
羅針盤
スコープ

May 2018
No.203

5
月号

労務のみらい
M&A 徹底解説

お役立ち!

税務・税金
の話

漫画

で学ぶ

税理士のこと
税金のこと

徳田孝司の
「月刊マルトク堂」

好評連載

高円寺で
ボードゲーム
の巻

ぶらトーク

CONTENTS

01-03

漫画で学ぶ 税理士のこと 税金のこと

04 ●税金Q&A
公正証書遺言について

05 ●労務の未来
雇止めを行う際の有期労働契約の締結、更新及び雇止めを
めぐるトラブル防止及び無期転換ルールについて

06 ●税金
小規模宅地等の特例の改正について

07 ●国際税務
従業員の出向に伴う税務上のポイント

08 ●もう悩まない事業承継・M&A徹底解説
最近増えつつある若い経営者による企業の譲渡

09 ●コラム
脈動するインバウンド市場

10 ●コラム
徳田孝司の
「月刊マルトク堂」

11 ぶらぶら徳田理事長と行く
「ぶらトク」

12 ●イベントレポート
辻・本郷 税理士法人
入社式

今月号のテーマ

「GWの
過ごし方」

今月の執筆者には、GWの過ごし方についてコメントをいただいています。

「GWの
過ごし方」

S T A F F

発行人
徳田孝司

編集総責任者
佐脇ゆかり

広報室
佐脇ゆかり
東方実菜子

編集長
表 純平(ラユニオン・パブリケーションズ)
編集
神 沙絵良(ラユニオン・パブリケーションズ)
亀井祐美子(ラユニオン・パブリケーションズ)
生出祐子(And-Fabfactory)
デザイン
片寄雄太(And-Fabfactory)
東方実菜子(辻・本郷 税理士法人)
撮影
吉永和志
ライター
浦田浩志

編集 株式会社ラユニオン・パブリケーションズ
印刷所 株式会社三千和商工
配送 株式会社レーベル

◎SCOPEについてのお問い合わせ、ご意見は
辻・本郷 税理士法人
〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6
JR新宿ミライナタワー28階
TEL:03-5323-3312 広報室
Mail:scope@ht-tax.or.jp

漫画で学ぶ 税理士のこと 税金のこと



絵やストーリーから、活字の作品よりも臨場感を感じられる漫画は、理解を助ける学習ツールにもなります。あらゆるジャンルの作品がこれまでに発表されていますが、中には「税」が重要なテーマになっているものも。今回は、税理士や税金のことを学ぶ一助となり、より身近な存在に感じていただけるような漫画作品の数々を紹介します。

経理 会計



帳簿でズレた金額を0.08で割って税込の入力を探す。会計現場そのもの



オーク(魔族のモンスター)に捕まってしまった女騎士。ひよんな事から経理の仕事を担当することに。簿記の試験にも合格します



ファンタジー世界に税制度!? 楽しく税を学べる本格会計漫画



PL(損益計算書)やBS(貸借対照表)について、読み方に至るまで丁寧に解説



魔王ですら、税制度に従っている魔族の世界。当然、取引にも売掛と買掛の概念があり、帳簿に反映させなければなりません

会計の概念が進んでいる魔国と発展途上の人間界。人間として魔物に戦いを挑んだ主人公の女騎士は、魔国で囚われの身に。「我が一族の経理になれ」と命令され、取り組んだのは、簿記の試験や損益計算など日本の企業経理そのもの。冒頭から法人成りの話が出てくるなど、具体的なエピソードが満載のため、奮闘する主人公とともに会計知識を習得できる。ファンタジーと会計が掛け合わされた新感覚お勉強漫画として大人気連載中。



「女騎士、経理になる」

三ツ矢 彰
Rootport

1~7巻発売中
バースコミックス(幻冬舎
コミックス)
デンスバース連載中

©Rootport・三ツ矢彰/
幻冬舎コミックス

徴税



「壁ぎわ税務官」
佐藤 智一
脚本:コミックブレイン推進委員会
全18巻
ビッグコミックオリジナル
(小学館)

© 佐藤智一/コミックブレイン/推進委員会/小学館

税金逃れは許さない！ 個性的な特別徴収官の相棒物



石上は、型破りな鐘野の手法に驚いたり唖然としたり

強面のベテラン税務官・鐘野成樹と、地方上級公務員試験をトップ合格した新人の石上正直。札幌県庁税務課に所属する二人が取り組む、税金徴収にまつわるストーリー。零細事業主から悪徳会社まで、税を滞納するさまざまな経営者が登場し、支払いを逃れようとするが、鐘野は持ち前の人間力やアイデアで半ば強引に次々と解決していく。



華子の目標は強制執行の際に優しく頼れた徴税吏員

徴税



「公務員なめんな」が決め台詞の 新人徴税吏員の奮闘記

幼少期に実家が強制執行を受けた主人公の百目鬼華子は、その経験から「これ以上税金で泣く人を増やしたくない」と、幸野市役所納税課第三収納係の徴税吏員となる。脱力系キャラ男の桜庭蒼一郎を相棒に、華子は今日も税金徴収の現場で、諸問題を解決していく。市民税がテーマのため、税を身近に感じられる作品。

「ゲイチャー！
～納税課第三収納係～」
慎結
全4巻
BE・LOVEコミックス(講談社)

© 慎結 / 講談社



「銭」
鈴木 みそ
全7巻
ビームコミックス
(KADOKAWA / エンターブレイン)

銭勘定漫画と銘打ち、さまざまな業界のビジネスの仕組みをのぞき見できるレポート漫画。式巻「同人誌の税金」では、コミケ※における同人誌のビジネスシステムと所得税対策がテーマ。1回の開催で約35万人を動員し、全体で35億円以上のお金が動く中、人気サークル※は1千万円以上の売上があるという。そのお金の流れを細部まで追う。

お金の裏側を暴く ルポ漫画の金字塔

所得税



利益の大きな同人誌は、当然所得税も大きくなる



相続

「争続」とは限らない、相続を通じた成長ストーリー

歳上の小説家と結婚し、幸せを実感していた絹代。しかし、夫の突然死から人生が動き出す。夫の前妻とその娘、婚外子に愛人まで登場し、遺産相続の協議に。結婚以前に書かれた遺言には、なんと自分の名前が書かれていなかった。そんな主人公に、意外な人物が手を差し伸べる。争いではなく、遺産相続と家族の関係を描き切った作品。



「夫の遺言」
マキ ヒロチ
全1巻
ヤングジャンプコミックス
(集英社)

© マキヒロチ／集英社

遺留分など、実用的な知識も丁寧に紹介されている



事業設立までのルポ漫画 相性抜群の事業パートナーとは？



「幽玄漫玉日記」
桜 玉吉
全6巻
ビームコミックス
(エンターブレイン)



経営者と税理士にまず必要なことは、雑談かもしれない

税理士

漫画家・桜玉吉氏のエッセイ形式のコミックス。個人事業主から会社設立を思い立った主人公をバックアップしたのは、知人から紹介された同年代の税理士・F氏だった。ゲームなどの共通の趣味を持つF氏は、有限会社「玉屋」の設立から運営までの絶好のパートナーに。破天荒な漫画家と、常識的な税理士の掛け合いが見どころ。

辻・本郷 税理士法人も漫画で情報発信をしています。



家族信託のメリットをやさしく漫画で解説。掲載テーマは、「認知症対策としての信託」「共有不動産のトラブル回避」「次の次の代までの遺産相続」「賃貸建物の法人化も家族信託

で！」「自社株の信託」という、よくある事例の5つ。分かりやすいと好評です。詳しくは、辻・本郷 税理士法人の御社担当者までお気軽にお問い合わせください。



小冊子
「だれでもわかる
家族信託 決定版」

ぎもん・しつもん・お答えします

税金 Q & A

公正証書遺言について

Q uestion

私は、都内に賃貸用アパートを2棟と自宅を所有しています。高齢になってきたので相続のことを考えています。相続人は、妻と長男、長女、次男の4人です。相続税のことも心配ですが、所有不動産の分割についても私の死後、相続人の間でもめることのないように願っています。そこで質問です。セミナーで重要な相続対策として「公正証書遺言」があることを聞きました。制度の概要と、実務で注意すべき点などを教えてください。

税金Q&Aでは皆さんの
税金への疑問にお答えいたします。
税務に関する質問を
scope@ht-tax.or.jp まで
お寄せください。

A nswer

「公正証書遺言」については、本誌No.194(2017年8月号)に取り上げています。バックナンバーまたは弊社ホームページから見るができますのでご参照ください。

今回は、子どものいない方が、妻に財産をスムーズに残すために「公正証書遺言」が非常に有用であると紹介しましたが、今回のご質問のように相続人に子どもがいる場合には、遺産分割の争いを防ぐためにも重要となります。

遺言書には、遺産の内容や誰に相続させるかなどが記載され、証人2人の立会いのもとに公証役場で行います。具体的には、弊社担当にお問い合わせいただくか、お近くの公証役場にお尋ねください。

本稿では、筆者がこれまで経験した「公正証書遺言」の実際から、注意すべき事項をご紹介します。

1. 公証役場は、全国どこの役場でも結構です。弁護士事務所や税理士事務所の近くが都合のいい場合もあります。また、遺言者が病気等のとき、公証人は自宅や病院等に出張も可能です。
2. 公証人は、前職が裁判官や検事、または法務局長などいろいろな人が任命されていますので、実務では公証人によって若干の取扱いの違いが生じます。遺言者が、認知症の恐れがある場合、公証人から医院での「長谷川式の点数」を求められたケースがあります。また、細かく不動産の所在地を住宅地図で示すことを求められたこともあります。弁護士、税理士、司法書士等専門家の意見によって公証役場を選定することも検討の余地があります。
3. 「公正証書遺言」は、現時点で作成します。妻が遺言者より先になくなるケースもありますので、「予備的遺言」(妻が遺言者より先になくなった場合、妻の相続分は〇〇とする)を入れておかれると、費用の面や、妻死亡後の遺言者の健康状態等を考えると、何かと便利です。

「GWの
過ごし方」

かつては農作業の準備でゴールデンウィークには休みがとれませんでした。ここ数年は田舎に帰っていましたが、今年は奥入瀬渓流の新緑を歩いてみたいと考えています。(小林)

ヒューマンリソースコラム

労務のみらい

～人は企業のプラットフォーム～

HUMAN RESOURCES

▲ HR室 刈谷研一

雇止めを行う際の有期労働契約の締結、更新及び雇止めをめぐるトラブル防止及び無期転換ルールについて

非正規労働者が全労働者に占める割合が4割という時代となっています。皆さんの会社でも、契約社員やパートタイマーなどの有期契約労働者を雇用しているケースが多いのではないのでしょうか。今回は雇止めを行う際の留意点と無期転換ルールについて取り上げましょう。

1.雇止めの予告とは

雇止めの予告とは、有期労働契約を更新してきたものの、今回をもって更新を行わない場合に、契約期間が満了する少なくとも30日前までにその旨を伝えることをいいます。この予告の対象となる者は、有期労働契約を3回以上更新している者、1年以下の労働契約を更新し1年を超えて雇用している者、あるいは最初から1年を超える労働契約を締結している者のいずれかに該当する者と定められています。なお、現行の雇用契約をもって終了となることが最初から明示されている場合は、この雇止めの予告を行う必要はありません。

2.雇止めの理由の明示とは

次に、雇止めの理由の明示とは、1.の雇止めの予告後に有期契約労働者が雇止めの理由について証明書を請求した場合、会社は遅滞なくこれを交付することをいいます。この証明書に記載する雇止めの理由は、契約期間が満了となったからという理由ではなく、これとは別の有期契約労働者を雇止めする理由が必要になります。例えば、以下のような理由が挙げられます。

- ・前回の契約更新時に、本契約を更新しないことが合意されていたため
 - ・契約締結当初から、更新回数の上限を設けており、本契約はその上限によるものであるため
 - ・担当していた業務が終了・中止したため
 - ・事業縮小のため
 - ・業務を遂行する能力が十分ではないと認められるため
 - ・職務命令に対する違反行為を行ったこと、無断欠勤をしたこと等勤務不良のため など
- また、そもそも雇止めを行う際、客観的に合理的な理由がなく、社会通念上相当であると認められないときは、その雇止めは無効となります。そのため、

有期契約労働者に問題行動が見受けられる場合は、日ごろから注意・指導を行っておくことが重要です。

3.無期転換ルールとは

前述のように有期労働契約で働く方については、雇止めの不安の解消、処遇の改善が課題となっていることから、無期契約化を図り、雇用を安定化させる目的で、平成25年4月1日に改正労働契約法が施行されました。

無期転換ルールとは、有期労働契約が5年を超えて更新された場合、有期契約労働者からの申込みにより、期間の定めのない労働契約に転換されるルールのことです。

この無期転換の申込みについては施行から5年が経過した今年の4月以降に発生しますので、会社として適切な対応が求められます。

辻・本郷 税理士法人 HR室
(スタッフ30名)
辻・本郷 社会保険労務士法人
所在地：新宿区新宿3丁目1番1号
世界堂ビル7階
TEL：03-5361-8060
支部：福岡、沖縄
主な業務：人事関係相談業務（就業規則の作成、人事制度構築）、労働・社会保険申請書類作成等の支援、給与計算など

「GWの過ごし方」

例年は自分の為に旅行や趣味、休養にあてて過ごしていましたが、今年のゴールデンウィークは大阪の実家に帰り、サプライズで両親の喜寿（父）、古希（母）のお祝いをしあげようと計画しています。たまには恩返しも含めて親孝行をしなればと思った次第です。（刈谷）

小規模宅地等の特例の改正について



野呂 匠 ●相続部
(のろたくみ)

平成30年度税制改正大綱が公表され、相続税における小規模宅地等の特例についての要件が見直されることとなりました。

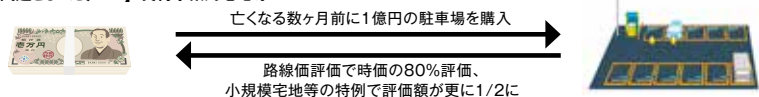
1. 貸付事業用宅地等の見直し

貸付事業用宅地等の特例とは、被相続人等が貸付事業の用に供していた宅地等について一定の要件を満たす場合には、その評価額から200㎡まで50%減額される制度です。この制度を利用するために、

相続開始の直前に都内のタワーマンションや駐車場などの不動産を購入し、本特例を適用して相続税負担を軽減する事案などが問題視され、相続開始前3年以内に貸し

付けを開始した不動産については、対象から除外されることとなりました。ただし、もともと3年を超えて事業的規模で貸付けを行っている場合は除かれます。

【問題となったケース】 貸付事業用宅地等



2. 3年内家なき子の見直し

特定居住用宅地等の特例とは、被相続人等の居住の用に供している宅地等について一定の要件を満たす場合には、その評価額から330㎡まで80%減額される制度です。この一定の要件のうち、いわゆる「3年内家なき子」というものがありますが、従来「3年内家なき子」の要件とは、

- ①被相続人に配偶者および同居相続人がいないこと
- ②相続開始前3年以内に日本国内にあるその人又はその人の配偶者の所有する家屋に居住したことがない人が取得すること
- ③当該宅地を申告期限まで保有していること

でしたが、自宅を親族等に譲渡することにより「3年内家なき子」の要件を満たすものとして申告するケースが問題視されたことから、次に掲げる者が「3年内家なき子」から除外されることとなりました。

- ①相続開始前3年以内に、その者の3親等内の親族またはその者と特別な関係のある法人が有する国内にある家屋に居住したことがある者

- ②相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者

この改正により、次のようなケースは適用対象から除外されます。

- ・別居の子が持ち家ありのため、その子の家屋を孫に売却や贈与をして、実家を相続するケース
- ・別居の子が持ち家ありのため、遺言で別居の子と同居している孫（持ち家なし）に実家を遺贈するケース

【適用除外となるケース】 3年内家なき子



なお本改正は、平成30年4月1日以後開始する相続より適用となります。

「GWの
過ごし方」

今年2歳になる愛娘を初プラネタリウムに連れて行く予定です。渋谷駅近くにあるコスモプラネタリウム渋谷がいいかなと考えているのですが、問題なのは大人しく静かに見てくれるのかどうか……。まずは4月中に静かに座る特訓をすることから始めます。難しそうだと判断したらプラネタリウムは止めて動物園に変更します。(野呂)

従業員の出向に伴う税務上のポイント



安藤克哉

(あんどかつや)

●法人国際部 税理士

日本本社から従業員を海外子会社へ出向させる際に、その経費等が国外関連者に対する寄附金であると指摘されないためのポイントを紹介します。

法人税法基本通達9-2-47に「出向者に対する給与の較差補填」というものがあります。

出向元法人が出向先法人との給与条件の較差を補填するため出向者に対して支給した給与の額（出向先法人を経て支給した金額を含む）は、当該出向元法人の損金の額に算入する。

（注）出向元法人が出向者に対して支給する次の金額は、いずれも給与条件の較差を補填するために支給したものとします。

1. 出向先法人が経営不振等で出向者に賞与を支給することができないため出向元法人が当該出向者に対して支給する賞与の額
2. 出向先法人が海外にあるため出向元法人が支給するいわゆる留守宅手当の額

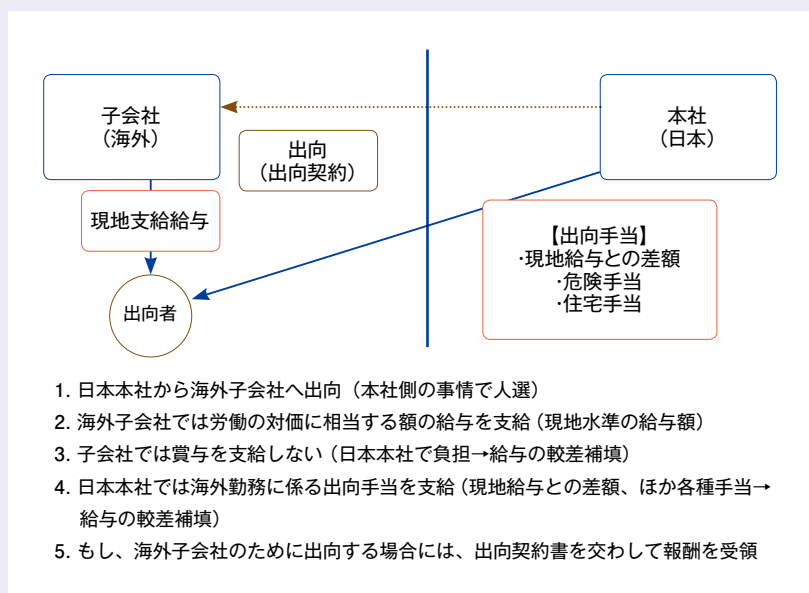
日本本社が海外子会社に従業員を出向させた場合に、出向者に対して出向前の給与水準を維持する為に日本本社が負担する部分については、損金の額に算入することとされています。

出向者としては、出向後も従来どおりの労働条件を保証するよう要求する権利があり、また出向により日本と海外との二重生活を強いられることへの補償としての留守宅手当についても、日本本社が負担することを認めているものとなります。

この場合において留意すべきこととしては、この通達は、出向元法人である日本本社が出向元として従業

員を出向させながら、出向元法人において一定の対価を負担することに合理性があることを前提としており、それぞれの負担割合等については、出向契約書等により明確にしておく必要があります。その負担に合理性が乏しい場合には、国外関連者に対する寄附金であると指摘される可能性が高くなります。

出典：T&A master No.728 2018.2.26版



詳しくは法人国際部までお問い合わせください。 ● TEL：03-5323-3537 mail：tp@ht-tax.or.jp

もう悩まない 事業承継・M&A 徹底解説

最近増えつつある若い経営者による企業の譲渡

辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社 代表取締役 社長 荒井 洋一

今回は最近新聞紙面で多く取り上げられる機会も多い、若い経営者による会社の出口戦略（Exit）としてのM&Aについて解説します。

これまでの本コーナーではオーナー経営者が後継者不在のため、企業を第三者へ譲渡することについて解説してきましたが、最近では、若手の経営者が企業を成長させるための譲渡についての相談が増えてきました。

日本よりもスタートアップ企業への投資が活性化しているアメリカでは近年会社のExit手法としてM&Aが非常に多くなっています。アメリカのNational Venture Capital Associationの“NVCA Yearbook 2017”によると、2016年のアメリカでIPO（新規上場）によるExitは年間約40社程度であったのに対してM&AによるExitは約680社とIPOの15倍以上の件数となっています。

こういった流れは日本でも見られます。昨年8月にIoT領域におけるリーディングカンパニーである株式会社ソラコム（以下、「ソラコム社」）がKDDI株式会社（以下、「KDDI社」）へ株式を譲渡しました。ソラコム社の代表である玉川氏は41歳でありましたが、創業から約2年半での譲渡です。近い将来訪

れる5G時代を見据え、IoT向け通信の分野で日本発のグローバル企業を目指すために通信大手であるKDDI社の傘下に入ったと言われています。

ソラコム社の事例に見られるように若手の経営者が上場企業等大手企業の資本力を背景に更なる成長を目指すケースは急速に増えています。

この背景としては大きく2点挙げられます。

1点目は大手資本に企業を譲渡することは上場することと大差がないと考えるオーナー経営者が増えたことです。オーナー経営者が自身の持つ株式を売却する方法にIPO（新規上場）があります。IPOすることにより企業は市場から資金を調達することができ、また、知名度が向上することから人材採用においても他社に対して優位性を持つことができます。しかし、企業が上場することで監査法人の監査を受ける必要があるなど多大な管理コストがかかり、利益面でのインパクトが大きくなることや外部株主が増えることで、株主総会への入念な準備を行う必要性が発生するなどお金や時間のコストが増えるといった負の側面もあります。

一方で企業が大手資本の傘下に入ることは、オーナー経営者の株式を売

却すること、大手資本の資金力を背景に自社の成長へ投資ができること、そして大手資本の子会社であるという知名度を用いて人材採用を活性化できるなどIPOによって享受できるメリットと同様のものを受けることができます。

2点目は私見も入りますが、「内製化」への意識の薄れであると考えています。昨今のWebビジネスの中で大きく取り上げられる言葉としてAPI連携という言葉があります。何かのWebサービスに登録するときにFacebookやTwitter等のSNSサービスに登録している個人情報を元に簡略的に登録できることがAPI連携の事例として挙げられます。かつては自社でデータを抱え込む発想が主流でしたが、近年では自社のビジネスをより大きくするためには自社の情報を他社に開放することと引き換えに他社の経営資源を活用することを是とする経営者が増えていると思います。もちろん、企業の経営権の譲渡に関してはサービスの相互利用よりもはるかに大きな経営判断であるとは思いますが、大きな資本の傘下に入り、経営者も企業に残って成長を目指すという事例は今後も増えていくと考えられます。

脈動するインバウンド市場 vol.24

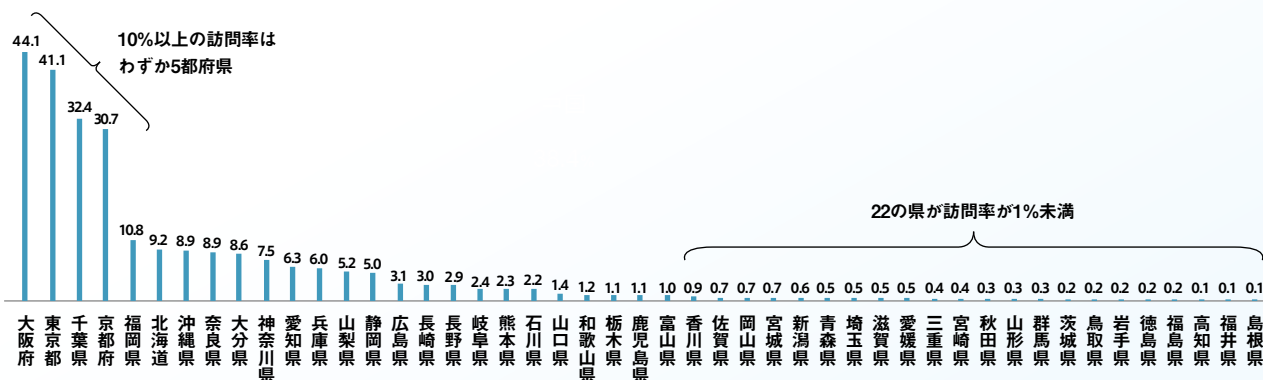
観光客は増えるも、目的地は偏在している

日本を訪れる訪日外国人が向かう地域と、そうではない地域にはかなりの差があります。今回は、訪日外国人の日本国内での動向についてお話しします。



都道府県別の訪日外国人の訪問率

複数都道府県を訪問するため、延べ訪問率は255%



出典：観光庁「訪日外国人消費動向調査」を元に加工

圧倒的に訪日外国人を集めているのが、大阪府、東京都、千葉県、京都府、福岡県の5都府県です。また、訪問率が10%を超えているのもこの5都府県だけです。訪問率5%を超える都道府県も14と一部に集中しているのが分かります。

では、訪問数の多い都道府県の特徴はなんですか？ 訪日外国人が最初に日本で訪れるのはどこでしょうか。それは、国際線が発着する空港です。日本で国際便が就航している主な空港は「関西国際空港(大阪府)」、「東京国際空港(羽田空港・東京都)」、「成田国際空港(千葉県)」、「福岡空港(福岡県)」、「新千歳空港(北海道)」、「中部国際空港(愛知県)」の6つ。前述の上位14都道府県のうち1~3位、5~6位、11位にその6都道府県が入っています。

逆に訪問率が1%を切る県は22もあります。訪日外国人は右肩上がりが増えて

いますが、訪れているエリアにはそれだけの差があります。2017年の訪日客数は約2870万人なので、上位の大阪、東京都の訪問数は1100~1300万人と推定されます。訪問数が少ない県は3万人程度と、400倍近く差があります。

東北、四国、日本海側の中国地方などが少ない傾向があります。これは、認知度の低さなどもあるかとは思いますが、国際空港からのアクセスの遠さも影響していると推察できます。

現在の格差を 悲観すべきではない

「外国人からの認知が低い」、「国際空港からの交通アクセスが悪い」という不利な状況にある地域はこの数字を見て諦めますか？ 認知の低さについては、PRす

る余地がまだあるということ。初回訪問の外国人は、どうしても有名観光地を中心に訪問する傾向があるため、上位の都道府県はこれからも伸びるでしょう。しかし、現在の訪日外国人の6割はリピーターであることはご存じでしょうか？

何度も日本を訪れるリピーターは、一度行った有名観光地へ再訪することは少ないです。リピーターの訪日外国人は「まだ誰も見ていない日本を知りたい」という欲求を持っています。そして、地方を訪問するお客さんは必然的に滞在日数が長くなります。その時に気に入ってもらえるおもてなしができれば、地域のファンになってもらえます。そのためには、地域の方が自分たちの地域の魅力を再認識し、訪れた外国人にファンになってもらえるような施策をすることが肝要です。

徳田孝司の 「月刊 トク堂」

#20 子会社への貸付金を一瞬で解消
～グループ法人税制の活用～

1. グループ法人税制とは

グループ法人税制を簡潔に言えば、「資本関係が100%の親子会社間であれば、両社間で寄附等が行われたとしても、税負担は生じない」ということです。

つまり、子会社の資金繰りが悪く、親会社から子会社に資金提供(寄附)を行った場合、通常であれば、資金提供を受けた子会社は、受贈益の発生により税負担が生じますが、グループ税制が適用になれば、その税負担が生じないということです。

2. 現物出資による貸付金解消は？

貸付金を解消する手段のひとつに、貸付金を資本金に振替える方法があります。いわゆる現物出資といわれるものです。この方法は、貸付金はなくなります。

が、資本金が増加し、資本金額に応じて均等割の税金が増えるデメリットもあります。また、増資に伴う諸経費が生じることもあります。

3. 魔法のように一瞬で解消

一方、親会社が子会社に対し、貸付金を免除して一瞬で貸付金を解消する方法があります。上述したように、この方法は、100%の資本関係がなければ子会社の方に税負担が生じることとなりますが、100%の資本関係があれば、子会社に税負担が生じることはありません。

また、免除した親会社は、貸付金が寄附金として処理されますが、親会社に追加的な税負担は生じません。

4. 100%の資本関係がキモ

100%の資本関係の有無が、この方法を選択する場合のキモになりますが、組織再編等の税制もあり、株式交換等を通じて資本関係を100%にすることも比較的容易にできます。関連会社間等で、債権・債務を整理する手法のひとつで検討してみてください。

徳田孝司 トク

貸付金 解消による影響

項目		資本金振替(現物出資)		貸付金免除	
		親会社	子会社	親会社	子会社
(貸借 対照表)	子会社株式	1億円	-	-	-
	増加資本金	-	1億円	-	-
(損益 計算書)	寄附金	-	-	1億円	-
	免除益	-	-	-	1億円
税負担		-	均等割 増	0	0
登録免許税		-	70万円	-	-

前提条件

1. 貸付金 1億円
2. 現物出資による受贈益課税はなし
3. 貸付金と同額を資本金増資

「GWの
過ごし方」

今年は、岐阜の多治見にいる実姉のところに行く予定です。名古屋の北東30キロあたりの町です。多治見自体は特にコレといったものはないのですが、以前夏に行った際に、郡上八幡踊りを見に行きました。とても面白かったのですが、郡上八幡までの道が大大大渋滞だったのには参りました。(徳田)



今回のパートナー

ソリューション部 統括部長

税理士 **伊藤 健司**さん

相続部で統括部長を務め、さまざまな案件を円満解決に導いてきた伊藤さん。この4月からは、ソリューション部で活躍中！

ぶらぶら徳田理事長と行く

ぶらトク

#025 高円寺でボードゲームの巻

撮影協力: ボードゲームカフェ リトルケイブ
東京都杉並区高円寺南4丁目26-16 芦野ビル2階
03-6884-7376 (年中無休)
<http://littlecave.jp/koenji/>

Quarto

接戦の末、なんと勝者は伊藤さんに。理事長は「参りました」と兜を脱いでいましたが、悔しそう。



相手から次に指すコマを渡されるルールが奥深さを増しています。何手も先を読む頭脳戦になりました。



理事長も、「若い者にはまだまだ負けん」と積極的に仕掛けてます。しかし、徐々に劣勢になっていきます。



理事長との対戦に緊張と喜びの表情を浮かべる伊藤さん。でも、勝負は真剣。「勝ちたい」と意欲満々。



次は三国志で勝負しましょう

望むところだ次こそ勝つ！

大好きな三国志のカードゲームがあることを知ったソリューション部の伊藤さん。ぜひ腕試しをしたくなり、理事長とボードゲームカフェを訪れました。

ウォーミングアップとして楽しんだのは『Quarto』(クアルト)というフランス製の四目並べ。形状、穴の有無、高さ、色の4要素のどれかを並べても上がりのため、混迷の頭脳戦へ。「久々に知恵熱が出たよ」と理事長も、ボードゲームに感心した様子でした。

本命の三国志のゲーム『SANGOKU』は、好きというだけあり、伊藤さんが終始有利な展開に。「仕事もそうだけど、好きということが最重要だね」と理事長も兜を脱いだ様子でした。

先を読んで、
作戦をたてる頭脳戦。



SANGOKU

交互に特殊効果を持つ武将カードを出していき、5枚ずつになれば並べたカードで対戦。その組み合わせにより、役が決まります。



私の好きな諸葛亮があるぞ

同じ国の武将を揃えてみよう



ふふふ：蜀の国だけで揃えました

次は誰を使うか：仕事みたいです



大技炸裂！

遺産相続をテーマにしたゲームも



おかしな遺言

プレイヤーは「このお金を最も早く使い切った者に残りの遺産を与えよう」と遺言を残された者たち。莫大な遺産を受け継ぐために、必死になってお金を使うゲームです。現実世界とは真逆の価値感が新鮮。

誰の挑戦でも受ける！



SANGOKUでは大技「五虎大将」を駆使して大勝利を収めた伊藤さん。すっかり楽しさに魅了され「もっと強くなりたいたい」と、仕事帰りに寄り道して特訓している様子。三国志好きの人と会話しながら、とことん対戦したいとのことです。

★★★＝大満足、プライベートでも行こうかな！
★★＝面白かったよ、機会があったらまた挑戦しよう。
★＝「……」



オフショットが見られる、ぶらトクFacebookはこちら。

平成30年度 辻・本郷 税理士法人 入社式

辻・本郷 税理士法人ではこの4月、新卒・経験者含め56名の新入社員を迎えました。

2018年4月2日(月)

JR新宿ミライナタワー28階

辻・本郷 税理士法人 新宿ミライナタワー事務所 セミナールーム

【式次第】

徳田孝司理事長 祝辞

新入社員・自己紹介



徳田孝司理事長



まず徳田理事長が「数ある税理士法人、企業の中から辻・本郷 税理士法人と縁をいただいたことは嬉しいし、こういう形で辻・本郷に入ったことは運がいいと思う」と延べ、「従来の税金計算や申告などはAIや機械に置き換わっていくことになる。そして、経営者や個人の資産家の方は、税金やお金について信頼して相談できるパートナーを求めている。皆さんにはお客さまの目線に立ってお話し出来る人材になってほしい」と激励しました。

その後、56名の新入社員から自己紹介が行われ、未経験の新卒者、一般企業や公務員、会計学校の講師など、様々な前職をもつ中途採用者まで多様な人材が集まりました。入社式を終え、その後2週間の新人集中研修、5月末までの実地研修を経て、それぞれの部署へと配属されることとなります。この中の誰かが、読者の皆さまの担当になる日も近いかもしれません。



新入社員・自己紹介



業務概要ワークショップ
黒仁田室長(経営企画室)



マナー研修
池田課長(人事部キャリアサポート)



育成社員 実務研修

札幌事務所	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032
青森事務所	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781
八戸事務所	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160
秋田事務所	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944
久慈事務所	〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330
盛岡事務所	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866
遠野事務所	〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白若16地割31-8 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317
一関事務所	〒021-0893 岩手県一関市地主町6-1 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665
仙台事務所	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742
福島事務所	〒960-8114 福島県福島市松浪町4-23 同仁社ビル4階 TEL.024-534-7789 FAX.024-534-7793
郡山事務所	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882
新潟事務所	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177
上越事務所	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187
水戸事務所	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094
館林事務所	〒374-0024 群馬県館林市本町2-5-48 マルゼンビル6階 TEL.0276-76-2011 FAX.0276-76-2012
深谷事務所	〒366-0052 埼玉県深谷市上柴町西4-17-3 TEL.048-571-4619 FAX.048-571-8158
大宮事務所	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル18階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212
越谷事務所	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752
川口東事務所	〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル6階 TEL.048-227-1260 FAX.048-227-1261
柏事務所	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階 TEL.047-165-8801 FAX.047-165-8802
松戸事務所	〒271-0092 千葉県松戸市松戸1292-1 シティハイツ松戸205号 TEL.047-331-7781 FAX.047-331-7786
船橋事務所	〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOYA SOUTHERN TERRACE 6階 TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108
西新井事務所	〒123-0842 東京都足立区栗原3-10-19-307 TEL.03-3848-3767 FAX.03-3848-3791
東京中央事務所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-3 丸の内仲通りビル7階 TEL.03-6212-5801 FAX.03-6212-5802
東京丸の内事務所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-9-1 丸の内中央ビル10階 TEL.03-6212-2830 FAX.050-3730-6208
芝事務所	〒105-0014 東京都港区芝3-5-7 カレッタ芝3階 TEL.03-6435-1711 FAX.03-6435-2245
神田事務所	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819
池袋事務所	〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビルディング12階 TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492
新宿ミライナタワー事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階 TEL.03-5323-3301 (代表) FAX.03-5323-3302
新宿アルタ事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿3-32-10 松井ビル8階 TEL.03-5919-2680 FAX.03-5919-2670
新宿HR事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1 世界堂ビル7階 TEL.03-5361-8060 FAX.03-5323-3533

代々木事務所	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル5階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546
渋谷事務所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762
品川事務所	〒108-0074 東京都港区高輪3-26-33 京急第10ビル3階 TEL.03-5791-5731 FAX.03-5791-5732
吉祥寺事務所	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル7階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
東大和事務所	〒207-0031 東京都東大和市奈良橋5-775 TEL.042-565-1564 FAX.042-563-0189
立川事務所	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル10階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
町田事務所	〒194-0021 東京都町田市町田1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
横浜事務所	〒220-0004 神奈川県横浜西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル4階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
大和事務所	〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650
湘南事務所	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032
小田原事務所	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
甲府事務所	〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9 TEL.055-228-5722 FAX.055-228-5723
甲府中央事務所	〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6 TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578
大月事務所	〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津642-4 TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905
伊東事務所	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
豊橋事務所	〒440-0086 愛知県豊橋市下地町字長池13番地 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋広小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
四日市事務所	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
京都事務所	〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町79番地 ヤサカ四条烏丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
豊中事務所	〒560-0021 大阪府豊中市本町1-1-1 豊中阪急ビル6階 TEL.06-4865-3340 FAX.06-4865-3341
大阪事務所	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
堺事務所	〒590-0985 大阪府堺市堺区戎島町3-22-1 南海堺駅ビル412号 TEL.072-224-1006 FAX.072-224-1007
神戸事務所	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
岡山事務所	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
広島事務所	〒730-0051 広島県広島市中区大手町2-11-2 グランドビル大手町9階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
北九州事務所	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
福岡事務所	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
大分事務所	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
延岡事務所	〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル (旧第一生命ビル) TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
沖縄事務所	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区ビル 1階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

編集後記

特集の候補になる作品を探して Google で検索し、本屋さんや漫画喫茶に足を運び、集めた漫画を読み込みました。「仕事中に漫画ですか??」と後ろ指をさされ(てはないと思いますが)ながら編集しました。こんな漫画があったのか!? と発見の多い特集でした。記事内でも書いていますが、漫画で読むと理解が早いケースは多々あります。「難しいことを分かりやすく」あらためて心に刻みつけました。(表)

自社が頑張つて一億円の経常利益を出したとしましょう。
競合他社が、M&Aで一〇億円収益を
生むかもしれない、こんな時代です。

(本書第一章より)



シリーズ第八作となる本書では、「経営者に不可欠な、二つの眼」を通じた経営について考察します。会計事務所の経営という実践と同時並行で書かれてきた「経営ノート」という理論。経営者が自分で考え、実践するためのヒントが溢れる経営書です。

著者／本郷 孔洋
(辻・本郷グループ会長)

判型／46 判並製
ページ数／131 ページ
I S B N／978-4-88592-190-2 C0034

定価：本体 1400 円 + 税

「本郷孔洋の経営ノート2018」

<目次> 第1章 レビュー

第2章 資産は守るだけでなく、増やすこと！

第3章 二〇一八年のビジネスのキーワード

第4章 ビジネスマン(経営者)も「スマホワールド」へ片足を突っ込む！

第5章 さて、二〇一八年の私の課題

好評
発売中

辻・本郷グループ
会長 本郷 孔洋

【東峰書房 × 本郷孔洋の書籍】

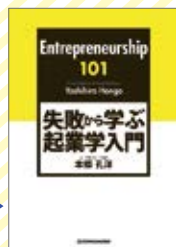


資産を作る！
資産を防御する！
～「心乱」の投資術～

本体 1500 円 + 税

Entrepreneurship101
失敗から学ぶ
起業学入門

本体 1500 円 + 税



経営書から学んだ経営
～顧問先 10000 社の公認会計士が
読んでいる経営書～

本体 1400 円 + 税

続々「環境ビジネス」が
あしたを創る
～黄金の10年がやってくる～

本体 1500 円 + 税



お求めは お近くの書店、またはブックサービスTEL.0120-29-9625まで